

○北九州工業高等専門学校共同研究実施規則

平成22年4月1日 規則第29号

改正 平成27年3月12日

(趣旨)

第1条 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）と本校以外の者（以下「共同研究実施者」という。）との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(共同研究の申込み)

第2条 共同研究の申込みをしようとする共同研究実施者は、共同研究申込書（第1号様式）を校長に提出するものとする。

2 共同研究実施者は、前項の共同研究申込書の提出に当たり、あらかじめ共同研究を行う本校の研究担当者と協議するものとする。

3 研究担当者は、申請者が共同研究申込書を提出する際に共同研究計画書（第2号様式）を校長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第3条 校長は、前条の共同研究申込書を受理したときは、地域共同テクノセンター委員会にその内容について諮問し、審議の上、受入れ可否の決定を行うものとする。

2 校長は、前項の諮問に当たって、あらかじめ研究担当者の意見を徴するものとする。

3 校長は、前条の申込みがあった場合には、当該共同研究の内容が本校の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認めた場合に限り、当該共同研究を受け入れることができる。

4 校長は、第1項の受入れの決定を行ったときは、共同研究受入決定通知書（第3号様式）により、共同研究実施者（前条の規定により共同研究の申込みをした者で、前項の規定により共同研究の受入れの決定を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、研究担当者及び契約担当役にその旨通知するものとする。

(契約の締結)

第4条 契約担当役は、前条第4項の通知に基づき、共同研究契約書により契約を締結しなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定により契約を締結したときは、校長にその旨報告するものとする。

(共同研究に要する経費)

第5条 本校は、本校の施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 共同研究実施者は、前項により本校が負担するもののほか、謝金、旅費、設備費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）、直接経費以外に共同研究遂行のために必要となる間接経費を負担するものとする。

(受入研究者指導料)

第6条 本校は、本校以外の者から研究員を受入れる共同研究契約を締結した場合は、直ちに受入研究者指導料を徴収するものとする。

(設備等の帰属等)

第7条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本校に帰属する。

2 本校及び共同研究実施者における共同研究の場合において、研究の必要上、共同研究実施者において新たに取得した設備等は、共同研究実施者に帰属する。

3 校長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究実施者の所有に係る設備を無償で受け入れ、共同で使用することができる。

(研究場所)

第8条 研究担当者は、本校で行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、共同研究実施者の施設において研究を行うことができる。

2 前項の規定により、研究担当者が共同研究実施者の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の中止等)

第9条 研究担当者は、当該共同研究を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、共同研究中止・延長届（第4号様式）により直ちに校長にその旨を届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、共同研究実施者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において校長は、共同研究中止・延長決定通知書（第5号様式）により共同研究実施者、研究担当者及び契約担当役にその旨を通知するものとする。

(進行状況の報告等)

第10条 本校及び共同研究実施者は、共同して共同研究の進行状況の把握等を行うものとする。

2 本校及び共同研究実施者は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、進行状況について報告を行うとともに、進行その他について共同研究実施者と協議するものとする。

(共同研究の完了)

第11条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（第6号様式）により、校長に報告しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、これを確認の上、共同研究完了通知書（第7号様式）により、共同研究実施者及び契約担当役に通知するものとする。

(発明等の取扱い)

第12条 研究担当者が共同研究の結果、発明等を行った場合、北九州工業高等専門学校知的財産委員会規則（平成17年2月16日制定）により取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第13条 校長及び共同研究実施者は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。